

東松島市議会基本条例検証報告書

令和2年6月

1 検証に至った経緯について

議会基本条例は、平成23年1月28日に制定し、同年4月1日から施行している。条例第20条には「一般選挙を経た任期開始後、速やかに検証する」とあることから、議会基本条例検証に関する調査特別委員会を令和元年9月27日に設置し検証を行うこととした。

2 検証体制

議会基本条例検証に関する調査特別委員会 6名

委員長	佐藤 富夫	議員	副委員長	阿部 勝徳	議員
委員	上田 勉	議員	委員	齋藤 徹	議員
委員	小野 幸男	議員	委員	櫻井 政文	議員

3 検証に関する取り組み状況

第1回	令和元年 9月27日	内部調査
第2回	令和元年10月21日	内部調査
第3回	令和元年10月25日	内部調査
	(令和元年10月25日)	第1分科会開催)
	(令和元年11月 7日)	第2分科会開催)
	(令和元年11月21日)	第2分科会開催)
第4回	令和元年11月28日	内部調査
	(令和元年12月16日)	第1、第2分科会開催)
	(令和元年12月26日)	第2分科会開催)
	(令和元年12月27日)	第1分科会開催)
第5回	令和2年 1月20日	内部調査
第6回	令和2年 3月12日	内部調査
第7回	令和2年 4月 8日	内部調査
第8回	令和2年 4月20日	内部調査
	(令和2年 5月25日)	議員全員協議会開催)
第9回	令和2年 6月 3日	内部調査
第10回	令和2年 6月15日	内部調査

4 検証結果

(1) 評価の段階

検証にあたっては次の4段階の評価とすることとした。

A：達成	…当該条項は概ね（8割程度）その目的を達成した。
B：一部達成	…当該条項は一部（5割程度）その目的を達成した。
C：努力要す	…当該条項は、目的を達成できなかった。（3割以下）
D：対象外	…当該条項は、検証の対象外とする。

(2) 検証結果

	条	条文	評価内容（取り組み状況）及び改善方法	評価
前文		略	—	D
目的	第1条	この条例は、議会の運営全般に関する基本的な事項を定め、二元代表制における意思決定機関として、市民に開かれた議会活動を行い、市民の福祉向上及び市政の進展に寄与することを目的とする。	—	D
基本理念	第2条	議会は、市政における最高意思決定機関として地方分権時代を先導する議会を目指し、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くして自らの責任と権限による地方自治の実現に取り組むものとする。	—	D
		2 議会は、多くの市民が議会の運営及び活動に対して関心を持てるよう努めるものとする。	—	D
		3 議会は、市民が議員の活動を的確に評価し、一般選挙の判断基準とされるよう努めるものとする。	■その他 議会申合 133-(11)（市主催等の案内行事等には万障くり合わせて出席すべき）を順守する。	D
議会の活動原理	第3条	議会は、次に掲げる事項に基づき活動するものとする。 (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指す。	■評価内容(取り組み状況) すべての会議の公開。議会だよりの発行。議会ホームページでの情報発信。議会懇談会の開催。本会議のインターネット配信を行っている。また、今回初めて令和2年度予算審査で審議内容のインターネット配信を行った。 ■改善方法 達成に向け議会中継の範囲拡大（委員会の配信）を図る。	B
		(2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努める。	■評価内容(取り組み状況) 平成24年から議会懇談会を実施しているが、意見把握には限度がある。 ■改善方法 各市民センターへ目安箱（議会への）を設置する。	B
		(3) 市民の視点を活かし、議員の自由な議論・討論を行い、政策提言、政策立案等の強化に努める。	■評価内容(取り組み状況) 会派での調査研究活動、常任委員会での先進地視察を実施し、一部政策提言はしているが、政策立案までは至っていない。 ■改善方法 政策提言、政策立案等の能力を向上するよう努力する。	C
		(4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価する。	■評価内容(取り組み状況) 本会議、常任委員会において審議している。 ■改善方法 議会の使命にあるとおり、公平・効率的かつ民主的に批判し監視することを継続する。	B
		(5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行う。	■評価内容(取り組み状況) 議会運営委員会、広報常任委員会で都度協議をしている。 ■改善方法 インターネット中継を中心とし、各種団体及び教育委員会を通じて小中学校に対し傍聴を勧める。	B

	条	条文	評価内容（取り組み状況）及び改善方法	評価
委員会の活動	第4条	議会は、審議の迅速かつ能率的な処理を図るとともに、議員の専門的な知識や経験を活かすため、常任委員会及び議会運営委員会を置く。また、必要がある場合には、特別委員会を置くものとする。	■評価内容(取り組み状況) 議会運営委員会、総務・民生教育・産業建設・財務・広報常任委員会及び随時、特別委員会を設置している。 ■改善方法 特になし。	A
		2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、社会・経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため適切な運営により機動力を高めるものとする。	■評価内容(取り組み状況) 常任委員会、議会運営委員会での所管事務調査の実施。また、行政課題があれば特別委員会を設置している。 ■改善方法 委員会の内部研修の機会を確保する。	B
議員研修の充実強化	第5条	(議員研修の充実強化) 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	■評価内容(取り組み状況) 宮城県市議会議長会主催による研修会への参加。外部講師や財務常任委員会による研修会を実施。更なる研修の機会を増やす必要がある。 ■改善方法 特に新人研修の機会を増すべく予算化が必要。	B
		2 議会は、議員研修の充実強化に当たり各分野の専門家、有識者等と議論する機会を活用するものとする。	■評価内容(取り組み状況) 外部講師による研修会を実施（R01 議会改革研修、H30 広報誌研修）している。更なる研修の機会が必要。 ■改善方法 研修の機会を増すべく予算化が必要。	B
議会広報の充実	第6条	(議会広報の充実) 議会は、市民との情報の共有化を図るため、議論・討論の内容を市民に対して周知するよう努めるものとする。また、議員は、自らが問題意識を持ちながら広報・広聴活動を行わなければならない。	■評価内容(取り組み状況) 議会だよりに質疑・討論内容を掲載している。また、会議録の公開及びインターネットによる中継・録画配信を行っている。 ■改善方法 更なる情報の共有化を進める。	B
		2 議会は、議会説明会の開催や議会広報紙の発行、インターネットなど多様な広報媒体を活用することにより、多くの市民が議会に関心を持てるよう努めるものとする。	■評価内容(取り組み状況) 議会懇談会の開催。議会だよりの発行。インターネットによる本会議の中継・録画配信。議会ホームページにより情報発信をしているが、他のSNS（Facebook、Twitter）の活用までは至っていない。 ■改善方法 議会だよりの充実改善を図るとともに、極力新しいホームページとSNSの活用を図る。	B
議員の活動原則	第7条	議員は、議会が言論の場及び合議制であることを認識し、議員間の自由な議論及び討議の推進を図らなければならない。	■評価内容(取り組み状況) 議員全員協議会、常任委員会、特別委員会での議論、討議は実施している。 ■改善方法 さらなる議論を充実させる。	B
		2 議員は、市民の代表としてふさわしい活動を行わなければならない。なお、活動に当たっては、市政の課題全般について、課題別及び地域別に市民の意見を的確に把握し、反映しなければならない。	■評価内容(取り組み状況) 議員個々の活動を通じて、市民の意見、把握に努めているが、更なる努力が必要。 ■改善方法 個々の活動の見える化を図る。	B
		3 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。	■評価内容(取り組み状況) 議員ひとりひとりが条文のとおりに取り組んでいる。 ■改善方法 条例に沿った活動に努める。	B

	条	条文	評価内容（取り組み状況）及び改善方法	評価
会派	第8条	議員は、議会活動の円滑化及び効率化を図るため、理念を共有する者で構成される会派を結成することができる。	■評価内容(取り組み状況) 4会派を結成している。 ■改善方法 特になし。	A
		2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、議員間の議論を深め、その実現に努めなければならない。	■評価内容(取り組み状況) 政務活動費を活用し、調査研究等を行い一部政策提言しているが、政策立案までは至っていない。 ■改善方法 会派結成の趣旨にのっとり実現に向け活動する。	B
		3 会派は、その活動について、議長に報告し市民に対して説明するよう努めなければならない。	■評価内容(取り組み状況) 活動報告書等を議会ホームページ上で公開している。 ■改善方法 さらなる市民へのPRに努める。	B
市民参加及び市民との連携	第9条	議会は、市民に対しその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を積極的に果たすものとする。	■評価内容(取り組み状況) 議会だよりの発行。議会ホームページでの情報発信。議会懇談会を開催している。 ■改善方法 改善のための手法を研究する。	B
		2 議会は、本会議のほかすべての会議について、原則公開するものとする。	■評価内容(取り組み状況) すべての会議を公開している。 ■改善方法 特になし。	A
		3 議会は、委員会の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	■評価内容(取り組み状況) 委員会条例で、公聴会、参考人について規定しているが、公聴会は活用したことはない。参考人はH19年の請願審査時に活用したがそれ以降は活用していない。 ■改善方法 時により実現するよう努力する。	C
		4 議会は、市民自治の視点による請願・陳情を市民提案と位置づけ、その提案者の説明を聴く機会を設けるよう努めるものとする。	■評価内容(取り組み状況) 提案者の説明を聴く機会が1度(H19年の請願審査時)あったが、それ以降は聴く機会を設けたことがない。 ■改善方法 陳情・請願は民意の反映。特に陳情は議長が諮問し、議会運営委員会で議論すべきである。	B
		5 議会は、主要な議案に関する個々の議員の採決を公表する等、議員の活動が市民の的確な評価を受けるための仕組みを策定するよう努めるものとする。	■評価内容(取り組み状況) 議会だよりで採決結果を公表している。 ■改善方法 特になし。	A

	条	条文	評価内容（取り組み状況）及び改善方法	評価
議会及び議員と市長等の関係	第10条	議会の本会議における代表質問及び一般質問は、一問一答方式とする。	<p>■評価内容(取り組み状況) 一問一答を実施している。</p> <p>■改善方法 特になし。</p>	A
		2 議員は、市政の論点又は争点を明確にし、議論するよう努めなければならない。	<p>■評価内容(取り組み状況) 本会議や委員会の会議における質疑、一般質問において、その意図、論点を明確にするよう努めている。しかし、質問と質疑の違いを理解していない場合がある。</p> <p>■改善方法 さらなる議会審議での論点の明確化を図る。また、質問と質疑の違いを徹底する。</p>	B
		3 議長の求めに応じて本会議及び委員会へ出席する市長等は、議員の質問及び質疑に対する説明をよりの確に行うことができるよう、別に定める運用により議長又は委員長の許可を得て質問者に反問することができるものとする。	<p>■評価内容(取り組み状況) 会議規則第 65 条及び第 121 条で反問権を規定しているが、行使されたことはない。</p> <p>■改善方法 制度を活かす工夫を検討する（議長及び委員長の判断による）。</p>	B
市民参加及び市民との連携	第11条	<p>議会は、市長が提案する重要な政策について、政策評価をとおして政治的責任を十分行使するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等の提案理由 (2) 他の自治体の類似する政策との比較 (3) 市民参画の有無及びその内容 (4) 政策決定に使用した情報と公開の有無 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算</p>	<p>■評価内容(取り組み状況) 執行部側から説明はあるものの、十分とは言えない。</p> <p>■改善方法 市長に対し引き続き説明するよう求めていくとともに、予算決算以外の単行議案説明の要求を議会運営委員会で決定する。</p>	B
		2 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別の分かりやすい政策説明資料の提出に努めるよう求めるものとする。	<p>■評価内容(取り組み状況) 予算書、予算説明書（主要事務事業調書）、決算書、主要成果説明書の提出はあるものの、一部成果評価の記載がない。</p> <p>■改善方法 記載するよう求め、議会も精査する。</p>	B
議決事件の拡大等	第12条	議会は、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件について、議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上の必要性和を比較考量し、別に条例で定めるものとする。	—	D
		2 議会は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民等から意見等を募集するときは、あらかじめ、市長等に当該計画の策定、変更等を行う理由及び概要の説明を求めるものとする。	<p>■評価内容(取り組み状況) 執行部が議員全員説明会を開催し、説明を受けているが議会から要求したことはない。</p> <p>■改善方法 必要に応じて議会から要求する。</p>	B

	条	条文	評価内容（取り組み状況）及び改善方法	評価
議員間の自由討議	第13条	議長及び委員長は、議会が議論及び討議の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要求を最小限にとどめ、議員間の討議を中心に運営しなければならない。	<p>■評価内容(取り組み状況) 委員会での討議はあるものの少ない。</p> <p>■改善方法 委員会討議の場合は、委員長の自覚が必要。今後も議員間討議により議論を尽くすよう努める。</p>	B
		2 議会は、議員間の議論・討議について、会派の方針に捉われることなく自由討議を中心とし議会の自律性を高めるものとする。	<p>■評価内容(取り組み状況) 議員全員協議会を開催し議論はしている。</p> <p>■改善方法 特になし。</p> <p>■その他 議員全員協議会で話し合うテーマをピックアップする。</p>	A
		3 議会は、本会議及び委員会において、市長の政策提案・市民提案等の結論を出すに当たり議論を尽くしたうえで合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。	<p>■評価内容(取り組み状況) 本会議、委員会で質疑・討論を実施し、議会だよりに掲載している。</p> <p>■改善方法 市民に対する説明責任に努力する。市民と交流の場を増やす。(今後の課題)</p>	B
政務活動費の執行及び公開	第14条	会派は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付された政務活動費を効果的かつ効率的に活用し、政策の形成及び決定に反映するものとする。	<p>■評価内容(取り組み状況) 調査研究を行い、政策の形成に反映させている。</p> <p>■改善方法 特になし。</p> <p>■その他 計画的に実行すべき。</p>	A
		2 議会は、政務活動費の使途の公正性及び透明性を確保するため、収支報告書及び関係図書を公表するものとする。	<p>■評価内容(取り組み状況) 議会ホームページ上で収支報告書（公費以外の経費も計上）及び領収書を公表している。</p> <p>■改善方法 特になし。</p>	A
		3 政務活動費の交付を受けた会派は、1年に1回以上、その活動状況を市民に報告しなければならない。	<p>■評価内容(取り組み状況) 議会ホームページ上で会派活動報告書を公表している。</p> <p>■改善方法 特になし。</p> <p>■その他 会派による広報誌発行も視野に入れる。</p>	A
		4 前3項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、別に条例の定めるところによる。	—	D

	条	条文	評価内容（取り組み状況）及び改善方法	評価
議会事務局の体制強化	第15条	議長は、議会の政策能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。	<p>■評価内容(取り組み状況)</p> 議会事務局は5人体制。平成31年からは課（議事総務課）を設置し、課長を配置しているが、強化に努める必要がある。 <p>■改善方法</p> 引き続き事務局の強化に努める。	B
		2 議会は、地方分権時代にふさわしい議会のあり方について調査研究するため、他の自治体の議会等との交流及び連携を推進するものとする。	<p>■評価内容(取り組み状況)</p> 友好都市（北海道更別村、山形県東根市、埼玉県東松山市、東京都大田区、福岡県豊前市）との交流は実施しているが、他の議会等との交流はしていない。 <p>■改善方法</p> 広域的に目的を持って交流を進める。（まずは2市1町(東松島市、石巻市、女川町)）	C
		3 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営をするため、必要な予算の確保に努めるものとする。	<p>■評価内容(取り組み状況)</p> 予算要求は議会事務局で実施している。議会運営委員会でのヒアリングも必要。 <p>■改善方法</p> 会派代表者会議で話し合いを行い、議会運営委員会で議論する。	B
議会図書室の活用	第16条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書及び資料の充実に努めるものとする。	<p>■評価内容(取り組み状況)</p> 図書は古い本ばかりしかなく、充実しているとは言えない。 ※参考 図書購入予算は年額2万円。 <p>■改善点</p> 図書室の充実と活用を図る。	C
		2 図書室は、議員のみならず、誰もが利用できる開かれた施設として、利用促進に努めるものとする。	<p>■評価内容(取り組み状況)</p> 誰もが利用できるよう解放はしているが、利用者は議員のみしかなく、利用頻度も低い。 <p>■改善点</p> 他の自治体の体制を研修し参考にする。市立図書館との連携を図る。	C
議員間の政治倫理	第17条	議員は、市民からの負託を受けた者として、その活動に公正性・透明性等が求められることから、別に定める条例及び議員の倫理等に関する議決事項を遵守しなければならない。	<p>■評価内容(取り組み状況)</p> 東松島市政治倫理条例を制定（H17）したが、制定後条例の検証は行っていない。 <p>■改善方法</p> 政治倫理条例の検証と遵守。	B
議員定数及び議員報酬	第18条	議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。	—	D
		2 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するとともに市民等の客観的な評価等を参考としなければならない。	<p>■その他</p> 特別委員会の再設置を考える。	D
		3 議員定数及び議員報酬の条例改正は、市民の直接請求及び市長の提案を除き、委員会又は議員が提案し、その理由について説明するものとする。	—	D

	条	条文	評価内容（取り組み状況）及び改善方法	評価
最高規範性	第19条	この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	—	D
見直し手続	第20条	議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議員全員において検証するものとする。	■評価内容(取り組み状況) 条例制定後、検証を行っていない。 ■改善方法 見直し委員会を設置する。	C
		2 議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。	—	D
		3 議会は、この条例の改正を行う場合には、本会議において改正の理由及び背景を説明するものとする。	—	D

(3) 検証結果の概要（全54項目）

- A：達成（達成率8割程度）・・・ 9項目
- B：一部達成（達成率5割程度）・・・ 26項目
- C：努力要す（達成率3割以下）・・・ 6項目
- D：対象外 検証の対象外・・・ 13項目

(4) 検証結果を踏まえての重点的提言事項

- ①市民の多様な意見把握に努める（第3条（2））
各庁舎、市民センター、公共施設の主だったところに目安箱を設置する。
- ②政策提言・立案能力を向上させる（第3条（3））
政策立案能力向上のため、議会・会派は研修事業を計画する。
- ③委員会機能の強化を図る（第4条2項）
委員会の専門性を高めるため、委員会の内部研修をする。
- ④議員研修の充実強化を図る（第5条2項）
初当選者の研修制度を確立する。その予算化も必要。
- ⑤市民に対する情報伝達を充実させる（第6条2項）
議員活動の見える化には、議会広報の充実の大きな要素として、SNS（フェイスブック）を活用し、市民に対し情報伝達をする。
- ⑥市政に係る重要案件の説明機会を図る（第12条2項）
議会が必要と思える案件は、議会独自の議員全員協議会の企画を行い、合わせて執行部に対し議員全員説明会の開催を申し入れる。
- ⑦議員間討議の充実を図る（第13条1項）
議員（委員）間の自由討議はキャップの自覚とリーダーシップにある。議員全員協議会での議論も必要。
- ⑧他自治体等との交流を進める（第15条2項）
他自治体等との交流の推進は必要である。広域石巻圏にこだわらず、近隣自治体、企業誘致に関わる団体との交流も広げて行く。
- ⑨議会図書室の活用を図る（第16条1項）
議会図書室の活用はあまりされていないのが現状である。市立図書館との連携も一つの方法であり、他の議会の現況調査も行う必要がある。
- ⑩条例等の見直しを図る（第20条1項）
基本条例の見直し検証は議会の責務である。政治倫理条例も含め特別委員会等を設置し対応する。

5 おわりに

このたびの検証作業では、委員同士での活発な意見が交わされました。その中で、条例の文言を見直す意見もありましたが、今回の検証では、条例の見直しは行わないことを確認しました。ただし、議会基本条例も万能ではありませんので、時代に合った内容に見直す必要があります。

今後は、速やかに議会基本条例見直しに関する特別委員会を設置し、条例の見直しを行っていくよう提言します。

また、今回の検証で得た重点的提言事項である10項目については、条例改正時に特に留意していただきたい。